(4)　投資リスク ［a～c　略］ d　この目論見書に係る特定有価証券（当該特定有価証券が特定預託証券である場合には当該特定預託証券に表示される権利を含み、特定有価証券信託受益証券である場合にはその受託有価証券に係る権利を含む。）が法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる権利（電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値（電子機器その他の物に電子的方法により記録されるものに限る。）である場合には、第六号の五様式「記載上の注意」(26)ｃにより記載することとされている事項に準ずる事項を記載すること。 ［(5)～(7)　略］	(4)　投資リスク ［a～c　同左］ d　この目論見書に係る特定有価証券（当該特定有価証券が特定預託証券である場合には当該特定預託証券に表示される権利に係る有価証券をいい、特定有価証券信託受益証券である場合にはその受託有価証券を含む。）が法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる権利（電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値（電子機器その他の物に電子的方法により記録されるものに限る。）である場合には、第六号の五様式「記載上の注意」(26)ｃにより記載することとされている事項に準ずる事項を記載すること。 ［(5)～(7)　同左］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

（施行期日）

1　この府令は、令和八年十月五日から施行する。

（預託証券に表示されるべき権利に関する経過措置）

2　この府令の施行の日前に開始した金融商品取引法第二条第一項第二十号に掲げる有価証券に表示されるべき権利の取得の申込みの勧誘又は売付けの申込み若しくは買付けの申込みの勧誘については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

3　この府令の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの府令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

省　令

○環境省令第二十五号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律（令和八年法律第四十三号）及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和八年政令第二百七十九号）の施行に伴い、並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第五条の六の二、第六条の四、第七条第一項及び第六項、第九条の三の三、第九条の三の四第一項並びに第十五条の二の五第一項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年九月十五日

環境大臣　石原　宏高

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改　正　後	改　正　前
（都道府県による非常災害廃棄物の処理に関する協定において定める事項）	（新設）
第一条の二の三　法第五条の六の二第一項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。	
一　協定に参加する者の氏名又は名称	
二　非常災害廃棄物適正処理業者（法第五条の六の二第一項に規定する非常災害廃棄物適正処理業者をいう。以下同じ。）による非常災害廃棄物（法第二条の三第一項に規定する非常災害廃棄物をいう。以下同じ。）の処理の内容	
三　都道府県知事が非常災害廃棄物適正処理業者に対し非常災害廃棄物の処理を求める場合の手続	